

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	近畿財務局長
【氏名又は名称】	瀬尾 訓弘
【住所又は本店所在地】	兵庫県神戸市東灘区
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	平成29年 1月20日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社スタジオアタオ
証券コード	3550
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

【提出者に関する事項】**1【提出者（大量保有者） / 1】**

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	瀬尾 訓弘
住所又は本店所在地	兵庫県神戸市東灘区
事務上の連絡先及び担当者名	株式会社スタジオアタオ 管理部 長山元彦
電話番号	03-6226-2772

2【提出者（大量保有者） / 2】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	株式会社セブンオー
住所又は本店所在地	東京都中央区銀座六丁目13番16号
事務上の連絡先及び担当者名	株式会社スタジオアタオ 管理部 長山元彦
電話番号	03-6226-2772

【訂正事項】

訂正される報告書名	変更報告書NO.1
訂正される報告書の報告義務発生日	平成28年12月22日
訂正箇所	2 提出者（大量保有） / 2 の（7）保有株券等の取得資金 取得資金の内訳及び 借入金の内訳に記入漏れがあったため。

（訂正前）

第2【提出者に関する事項】**2【提出者（大量保有者） / 2】****（7）【保有株券等の取得資金】****【取得資金の内訳】**

自己資金額（W）（千円）	
借入金額計（X）（千円）	
その他金額計（Y）（千円）	

上記（Y）の内訳	平成27年2月26日付で、発行者の株式分割（1株につき10株）により、普通株式3,600株を取得。 平成28年9月16日付で、発行者の株式分割（1株につき1,000株）により、普通株式396,000株を取得。
取得資金合計（千円）（W+X+Y）	

（訂正後）

第2【提出者に関する事項】

2【提出者（大量保有者） / 2】

（7）【保有株券等の取得資金】

【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	
借入金額計（X）（千円）	80,000
その他金額計（Y）（千円）	
上記（Y）の内訳	平成27年2月26日付で、発行者の株式分割（1株につき10株）により、普通株式3,600株を取得。 平成28年9月16日付で、発行者の株式分割（1株につき1,000株）により、普通株式396,000株を取得。
取得資金合計（千円）（W+X+Y）	80,000

（訂正前）

第2【提出者に関する事項】

2【提出者（大量保有者） / 2】

（7）【保有株券等の取得資金】

【借入金の内訳】

名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額（千円）

（訂正後）

第2【提出者に関する事項】

2【提出者（大量保有者） / 2】

（7）【保有株券等の取得資金】

【借入金の内訳】

名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額（千円）
瀬尾 訓弘	個人		兵庫県神戸市東灘区	2	80,000